

退職金専用定期貯金

# NEXT

取扱期間：平成29年3月1日(水)～平成30年2月28日(水)

預入期間  
1年

適用金利

# 年0.3%

(税引後0.239%)

人生の次のステージへ  
大切な退職金をお預かりいたします

ご契約いただける方

●個人の方

対象となる資金

●退職金

お預入金額

●100万円以上

ご契約期間

●1年

その他

- 適用金利は、初回満期時までとさせていただきます。
- 申込時に、「退職所得の源泉徴収票」「退職金受取口座の通帳」等で退職金額等の確認をさせていただきます。
- おひとりさまのお預入金額は退職金受取総額を上限とします。

詳しくは、裏面の商品概要説明書をご覧ください。

# 退職金専用定期貯金

# NEXT

# 商品概要説明書

1. 商品名(愛称)	○ <b>スーパー定期貯金</b> (単利型)(愛称:NEXT)
2. 販売対象	○個人の方のみ ○退職金のみのお取扱い ※「退職所得の源泉徴収票」「退職金受取口座の通帳」等で退職金額等の確認をさせていただきます。
3. 取扱期間	○平成29年3月1日(水)～平成30年2月28日(水)
4. 期間	○単利型/定型方式:1年 ※預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いができます。
5. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位 (4)その他	○一括預入 ○契約当り 100万円以上1,000万円未満 ○1円単位 ○退職日または退職金受取日(入金日)から1年以内のお預け入れとします。 ○おひとりさまのお預入金額は退職金受取総額を上限とします。
6. 払戻方法	○満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利息 (1)適用金利 (2)利払額度 (3)計算方法 (4)税金	○預入時の約定利率0.3%を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ○満期日以後に一括して支払います。 ○付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算となります。 ○20%(国税15%、地方税5%)の分離課税となります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315%(国税15.315%、地方税5%)となります。
8. 付加できる特約事項	○総合口座の担保に組入れます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ○マル優(障害者等を対象とする「小額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
9. 中途解約時の取扱い	○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 A. 6か月未満 …………… 解約日における普通貯金利率 B. 6か月以上1年未満 …… 約定利率×50%
10. 貯金保険制度(公的制度)	○保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA支店(所)または本店金融部金融課(電話:054-646-5118)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、静岡県農業協同組合中央会が設置・運営する静岡県JAバンク相談所(電話:054-284-9913)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記JA金融部金融課または静岡県JAバンク相談所にお申し出ください。静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記静岡県JAバンク相談所にお申し出ください。)
12. その他参考となる事項	○原則、「総合口座」の定期欄への作成となります。 ○満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ○取扱期間内でも諸事情により条件を変更させていただく場合がございます。 ○他の金利上乗せ定期貯金等との併用はできません。

1. 商品名(愛称)	○ <b>大口定期貯金</b> (愛称:NEXT)
2. 販売対象	○個人の方のみ ○退職金のみのお取扱い ※「退職所得の源泉徴収票」「退職金受取口座の通帳」等で退職金額等の確認をさせていただきます。
3. 取扱期間	○平成29年3月1日(水)～平成30年2月28日(水)
4. 期間	○定型方式:1年 ※預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いができます。
5. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位 (4)その他	○一括預入 ○契約当り 1,000万円以上 ○1円単位 ○退職日または退職金受取日(入金日)から1年以内のお預け入れとします。 ○おひとりさまのお預入金額は退職金受取総額を上限とします。
6. 払戻方法	○満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利息 (1)適用金利 (2)利払額度 (3)計算方法 (4)税金	○預入時の約定利率0.3%を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ○満期日以後に一括して支払います。 ○付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算となります。 ○20%(国税15%、地方税5%)の分離課税となります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315%(国税15.315%、地方税5%)となります。
8. 付加できる特約事項	○総合口座の担保に組入れます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率)
9. 中途解約時の取扱い	○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合次のA、BおよびC(Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、もっとも低い利率とします。 A. 解約日における普通貯金の利率 B. 約定利率 - 約定利率×30% C. 約定利率 - $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当組合所定の利率とします。 (2) 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率(Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率とします。 A. 約定利率 - 約定利率×30% B. 約定利率 - $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$
10. 貯金保険制度(公的制度)	○保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA支店(所)または本店金融部金融課(電話:054-646-5118)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、静岡県農業協同組合中央会が設置・運営する静岡県JAバンク相談所(電話:054-284-9913)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記JA金融部金融課または静岡県JAバンク相談所にお申し出ください。静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記静岡県JAバンク相談所にお申し出ください。)
12. その他参考となる事項	○原則、「総合口座」の定期欄への作成となります。 ○満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ○取扱期間内でも諸事情により条件を変更させていただく場合がございます。 ○他の金利上乗せ定期貯金等との併用はできません。

※詳しくはJA窓口までお問い合わせください。

お問合せ先

平成29年3月1日現在